

長時間労働改善の普及・定着の目的及び取組等について

本日閣議決定された「労働基準法等の一部を改正する法律案」においては、長時間労働を抑制するために、月60時間超の時間外労働に対する割増賃金率引上げ(25%→50%)について、中小企業への適用猶予を見直し、平成31年4月から適用することとしています。

この見直しにあたっては、中小企業において特に長時間労働者比率が高い業種を中心に、関係行政機関や業界団体等との連携の下、長時間労働の抑制に向けた環境整備を進める必要があります。

このうち、トラック運送事業においては、働いている方の総労働時間が長いという実態が見られるところですが、これには、荷主都合による手待ち時間など、トラック運送事業者のみの努力で改善することが困難であるという要因が背景にあります。

このため、別添ロードマップに基づき、学識経験者、荷主、事業者、行政(国土交通省・厚生労働省)などにより構成される協議会を中央及び各都道府県に設置し、実態調査・パイロット事業・長時間労働改善ガイドラインの策定等を行うことにより、関係者が一体となって、長時間労働の抑制とその定着を図ってまいります。

トラック輸送における長時間労働の抑制に向けたロードマップ

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
中央・各都道府県において協議会の設置・検討 (厚生労働省・国土交通省、荷主、事業者等による協議会)	協議会の設置			
	協議会の開催、パイロット事業の計画・検証、対策の検討、ガイドラインの策定 等			
長時間労働の実態調査、対策の検討	調査の実施・検証			
パイロット事業(実証実験)の実施、対策の具体化		パイロット事業(実証実験)の実施 労働時間縮減のための助成事業		
長時間労働改善ガイドラインの策定・普及			ガイドラインの策定・普及	
長時間労働改善の普及・定着				普及・定着の促進 助成事業の実施

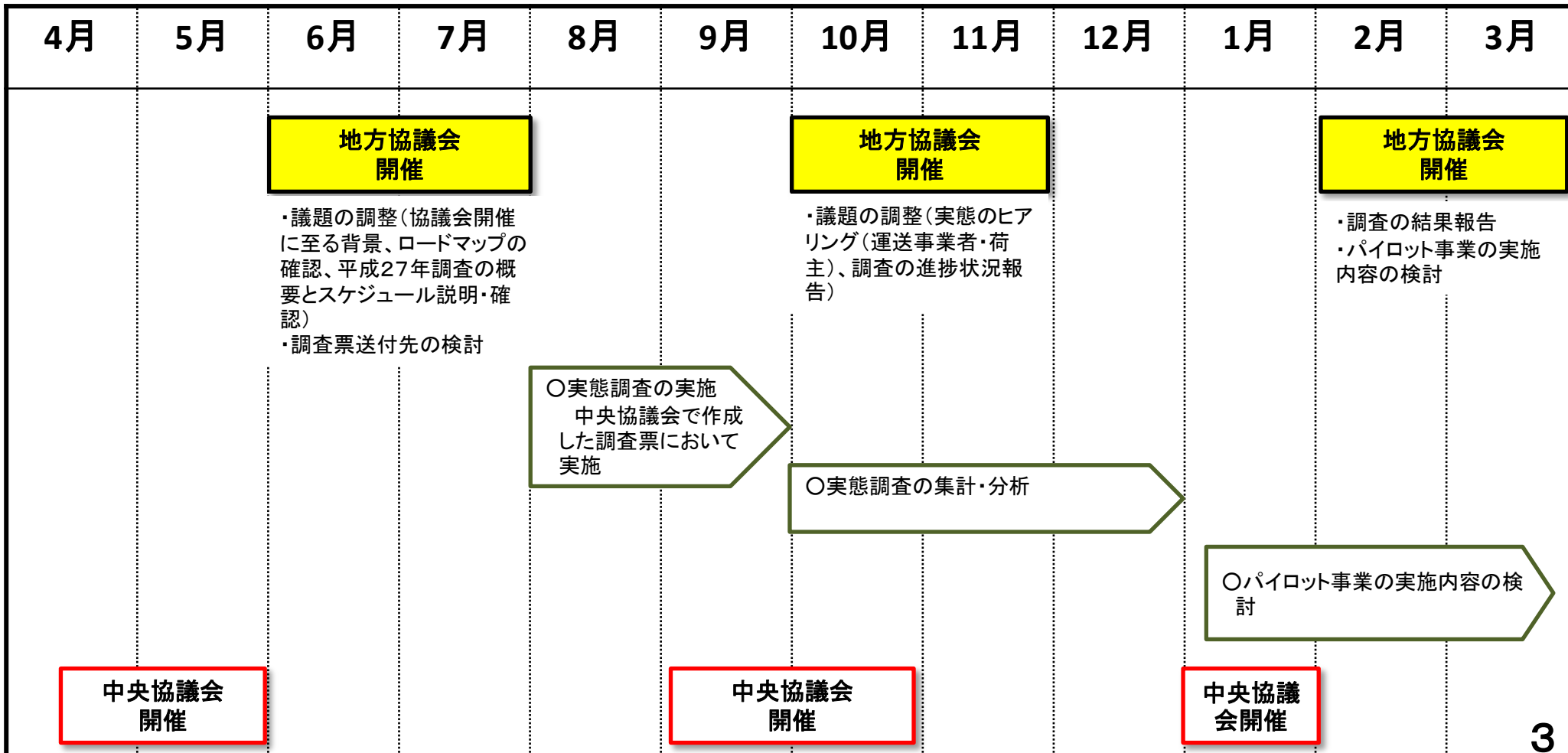
定期的なフォローアップ更なる対策の検討

トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会の今後の進め方

平成27年度の地方協議会の進め方

学識経験者、荷主、事業者、行政(国土交通省・厚生労働省)などにより構成される協議会を中央及び各都道府県に設置し、実態調査を行うことにより、次年度の以降のパイロット事業・長時間労働改善ガイドラインの策定等に向け、実態の把握を行う。

作業スケジュール



地方協議会の今後の進め方について

【平成27年度】

- 各都道府県単位で協議会の立ち上げに着手。（5月）
 - 各運輸支局、各都道府県労働局及び地方トラック協会との調整
 - 役割分担の確認
 - 委員の選定、委嘱

- 協議会の開催（6月～7月）
 - 議題の調整（協議会開催に至る背景、ロードマップの確認、平成27年度調査の概要とスケジュール説明・確認）
 - 調査票送付先の検討（6月中に選定）

- 調査の実施（8月～9月）
 - 調査票については、中央協議会で作成
 - 地方トラック協会から調査票を送付（8月中）
 - 調査票の回収（9月中）

- 協議会の開催（10月～11月）
 - 議題の調整（実態のヒアリング（運送事業者・荷主）、調査の進捗状況報告）

- 調査票の集計・分析（10月～12月）
 - 中央で集計
 - 全体及び各県ごとに集計

- 協議会の開催（2月～3月）
 - 調査の結果報告
 - パイロット事業の実施内容の検討

【平成28年度】

- 協議会の開催（4月～5月）
 - パイロット事業実施事業者等の選定
 - 工程、スケジュール等事業内容の確認

- パイロット事業実施（6月～12月）
 - 結果の分析・検証
 - 阻害要因・課題の整理、対策の検討

- 協議会の開催（10月～12月）
 - パイロット事業の状況

- 協議会の開催（2月～3月）
 - パイロット事業の結果報告
 - 来年度のパイロット事業の実施内容の検討

【平成29年度】

- 協議会の開催（4月～5月）
 - パイロット事業実施事業者等の選定
 - ガイドライン記載内容の検討

- パイロット事業実施（6月～12月）
 - 結果の分析・検証
 - 阻害要因・課題の整理、対策の検討

- 協議会の開催（10月～12月）
 - パイロット事業の状況
 - ガイドラインの記載内容の検討

- 協議会の開催（2月～3月）
 - パイロット事業の結果報告
 - ガイドラインの記載内容の整理